

人口等の推移

45年7月1日現在

総人口 9,739 人

男4,467人女5,272人

世帯数 3,123 戸



No. 8

昭和 45 年

7 月 20 日

蒲生町役場

国民年金

加算年金について

夫婦二万円年金の

スタート:

これまで、たびたびお知らせしてききましたように、昨年末の法改正により、国民年金の給付額が七月から大巾に上がりました。

国民年金はこのように、その時の物価やお金の値打ちなどに見合うように改善されることになっています。今度の改正によつて「額りになる国民年金」に更に一歩近づいたと云えます。

年金の給付額が上がるにつれて、保険料の方も上がります。七月から、年令の区分がなくなり一律に、月四百五十円になりました。これは私たちにとつて、必ずしもかけやすい金額ではありません。婦人会などの納付組織で毎月キチンと集金するようにならなければ、何ヶ月分もとめてしま

と、一段とかけにくくなります。

しかし、一方には、若い時に苦労してもいい。今もつと保険料を納めてもいい年とつてから、年金を渡

山もらいたいと云う強い声があります。この要望にこたえて、加算年金と云う新しいしくみが生まれ、今年の十月から始まることになりました。

これは一口に云つて

◎定額の保険料四百五十円の外に、三百五十円をかける

◎その分だけ多く、老令年金をもらう。

ことなのです。加算年金にはいつた場合、年金額はいくらになるかと云います。

表のように、二十五年で十五万円になります。「夫

第1表

		年金額	
		現行	改正
老令年金	25年納付	60,000	96,000
	10年年金	24,000	60,000
障害年金	1級	72,000	120,000
	2級	60,000	96,000
母子年金	子供 1人	55,200	91,200
	2人	60,000	96,000
	3人	64,800	100,800
遺族年金	遺児 1人	30,000	91,200

第2表

◎25年納めた場合

定額	保険料	老令年金額
定額	450円	96,000円
加算年金	800円 (450+350)	150,000

◎150,000円の内訳

定額	450円部分	96,000円
かけまし	350円部分	54,000円
合計		150,000円

◎夫が「定額年金」妻が加算年金にはいると二人で年額246,000円になります。

婦で月二万円年金」と云うのは、夫婦のいずれか一方が、加算年金に加入した場合のことです。この場合二人で年額二十四万六千円となり、月額にして二万五千円になるわけです。

「二万円年金」は二十五年納めた場合のことですが、二十五五年納める期間がない人の場合はどうなるのかと云いますと、加算年金をかけた月数に百八拾円をかける。加算年金額がです。一例として、大正九年四月二日生まれの人(現在、満五十才)の場合を計算し

てみますと、◎普通の老令年金へ免除滞納がなく、全期間二十年納めると、八万四千円 ◎加算年金をかけること 十万七千二百二十円になります。加算年金は任意加入です。月八百円納めていける人は誰でもはいれます。ただし、自分で希望して高い保険料を納めようとするわけですから、納期限内には必ず納めてもらわねばなりません。加入希望の方は、役場の受付まで、印かんをもつておいで下さい。説明不足の点はその時、くわしく説明したいと思います。

早わかり

農業振興地域整備法

(農業地の領土宣言を)

(1) 農業振興地域をあきらかにする「農業振興地域整備法」とは

都市地域の計画的整備をおこなおうとする「新都市計画法」に対する、農業側の領土宣言立法ともいわれ

今後の農業を振興する地域をあきらかにすると同時にこの地域が、名実ともに

近代的な農業を行なう条件である土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代的な施設の整備などを十分備えるように、あらゆる

農業振興に関する施策を総合的にすすめるようにするもので、地域農業の施策に大きなわくを定めようとするものです。

(2) なぜこの法律が必要なのでしょう。

それは、魅力のあるすばらしい農業地域をつくりあげるためです。

わが国の経済は、この十年間のうちに、生産量では世界第三位、輸出量では世界第一位といわれる鉄剛産業をはじめ、世界でも例がない高度成長をしました。

このような急激な経済成長のために、都市への人口集中と工業開発、交通網の整備は大変進みましたが、反面優良な農地が無秩序に潰れさたり、農作業の非効率化や、土地利用度の低下、農業施設の破損、都市公害など農業にとつて誠に好ましくない問題が、次第に都市周辺から農村にも波及してきています。

ところで農業は農産物を安定的に供給し、農家が他産業なみの所得をうるために、規模の大きい農業経営を育成する必要があります。そのためにはまず今後農業の振興をはかる地域をあ

きらかにし、土地利用の高度化と農業の近代化のための諸条件を強力に整備し、都市に負けない魅力のある農業地域を作りあげるための新しい対策が必要となつたわけです。

(3) この制度の内容について説明しますと

知事が基本方針をたて、振興地域を指定します。地域指定をうけたら、市町村は整備計画をつくることになります。

①振興地域の指定
基本方針にもとづいて、知事がそれぞれの市町村と協議のうえ指定します。なおこの指定地域は一定の要件を備えていなければなりません。

②整備計画
市町村は地域指定をうけたら、農業振興地域整備計画をつくらなければなりません。この整備計画は今后その市町村の農業振興なり農業施策の基本となるもので、

(一)農用地利用計画
(二)農業生産基盤の整備開発計画

(三)農地等の権利取得の円滑化計画
(四)農業近代化施設の整備計画

の四つの計画からなつており、具体的事業としては、土地利用計画を守らせるための市町村長の勧告、農地等の転用の制限、農業委員会による農地等のあつせん事業があります。さらに、国や県は整備計画の作成および、達成をはかるため各種の援助措置をおこなうことになつています。

(4) 指定はどのようにするのでしょうか？

地域指定は前に述べましたように、知事が基本方針にもとづいて、指定予定地のなかから現地調査と市町村との協議をして定めますが、指定される地域は、原則として市町村ごとに、市町村の全部または一部です。昭和四十四年度から五年間に全国の農業地域といわれる約三千の市町村が指定を受けることとなります。ところで今年(昭和四十六年)は全国で四百の市町村が指定される予定で本県でも二七の市町村が指定を受けるための準備中であり、わたくしたちの町でも今年指定を受けられるよう作業を進めています。

(5) 地域指定の一定要件とは？

十年間は農用地として利用する土地が必要!!
①その地域内に今後およそ十年間にわたり農用地等として利用する二十ヘクタール以上の集約的な農用地や、土地基盤整備の対象地(基盤整備事業が完了しているか、実施または計画中)をあわせて、およそ二百ヘクタール以上の農用地があること。

②農業就業人口の動向、経営意欲などからみて、「農業経営の近代化」がはかれること。

③農業以外の土地利用の必要性を配慮し、今後相当長い期間にわたり農業に利用する土地であることが必要です。したがって都市計画法による市街化区域をはじめ、都市的既成の市街地、工場や住宅団地が、国や県あるいは市町村で計画され十年以内に市街化されることが確実な地域、規模の大きな(百ヘクタール以上あり、森林地帯を除いた地域とされています。

(6) 農用地利用計画のたてかたは？

この計画は、農業振興地域のなかで、今後およそ十年以上にわたり農用地等として利用する土地の区域を「農用地区域」として定めるとともに、同地域内の農業上の用途区分をあきらかにするものです。それでは農用地区域はどのような土地が入るのか、また用途区分はどうするのかについて説明してみましよう。

(1) 農用地区域とは、農業振興地域に入つた農地等が、すべて農用地区域となるのではなく、地域指定の必要条件とされた集約的な農用地や、土地基盤整備事業の対象地はもちろん、これらと一体となつて、整備開発しようとする小団地の農地や、山林、原野等、今後開発整備する農用地等や、土地の保全なり利用上必要な施設の用地(溜池、かんがい排水施設、防風林農道等)も農用地区域に含まれます。ただし畜舎、サイロ、集出荷施設、納屋等

は入りません。また農用地等でもあつても、畜舎などの施設や住宅などにする土地は除かなければなりません。

②農用地の用途区分は

田、畑、樹園地、採草放牧地、混牧林地の五つにわられます。なお、たとえば田畑が混在し、現に区画整理事業がおこなわれていたり、具体的に計画されているような土地は、別に「農地」として表示し、事業完了后それぞれの用途区分をすることになります。また今後の基盤整備の方向づけがむずかしい土地も、農地として暫定的に定めることができます。

(7)農振地域内の農地転用と都市計画法の転用規制との関連は？

農振法による農業振興地域のなかは、地域内の大部分の農地が入るとみられる農用地区域と、その他の区域に区分されます。農用地区域では、農業外への転用はもろんできないし、定められた田畑等の用途区分も守らなければなりません。その他の区域については

従来の農地法による転用許可基準がそのまま適用されます。

———

いつぼう、都市計画法による市街化区域では農地の転用は届出だけになり、市街化調整区域では、都市計画法の開発許可制度による開発行為は原則として禁止され、公共的な施設、住民の日常生活に必要な施設、農林漁業の施設等の設置による転用しか認められません。さらに調整区域については、農業の側からも従来の転用許可基準をあらため、甲種農地と乙種農地に分け、甲種農地については転用許可が厳しくなり、乙種農地については従来の転用許可基準にもとづいて扱われることになりました。

ところで、本町は都市計画区域と農業振興地域の両方の指定を受けることになりましたので、市街化区域、都市計画区域外で農振地域に入らない農地、農振地域内の農用地区域外の農地、乙種農地、甲種農地の順で転用が規制されることになります。

(8)農地の売買、賃借等移動が円滑におこなわれるようになります。

まず、その振興地域で育成しようとする自立経営、協業等をどの位の大きさのものにしようとするか、その経営規模の目標をはつきりきめなければなりません。その際、目標は経営形態別に、しかも、できれば地帯別にきめ細かに検討しなければなりません。つぎに目標とした経営を実現していくために、農業経営の規模拡大をどのようにもつていくのか、さらには農地の集団化をどのように進めるかといった具体的に誘導方向を定めるなどいろいろな計画をたてることになります。

なお、この計画にそつて農業委員会が農地等の売買や賃貸等のあつせん等を実施することになります。この活動を円滑かつ効果的にこなえるよう、円滑化計画で必要な調査や広報活動や、誰にどうという土地をあつせんするかといったあつせんの基本を考え方をあきらかにするなど、農地等の

権利取得の円滑化計画を立てることになります。

(9)農業生産基盤の整備開発計画と農業近代化施設の整備計画とは

地域全体の計画をたて、個々の事業として実施!!
これらは、従来の構造改善事業等で実施してきた土地基盤整備と近代化施設の導入を、地域全体にわたつて定めるもので、計画を実現するためには、土地改良事業や構造改善事業といった個々の事業で、それぞれ計画実施されるわけですが、あくまでもこの整備計画にもとづいて計画されるためになつていきます。

農業生産基盤の整備開発計画は地域における土地条件の改良、農用地等の拡大、地目の転換といった土地基盤の整備開発の構想をあきらかにするとともに、用排水改良、区画整理、農道整備、農用地造成等の具体的土地改良事業をどこで行なうか、農業近代化施設の整備計画は、農産物の生産流通、加工のために必要な施設、機械をどこにどのような形で整備し活用するか

をあきらかにします。

以上農振制度の概要について述べましたが、農業振興地域は今後の農業振興の基盤となる地域ですから、国の農業に関する施策は、農業振興地域整備計画に基づいて総合的に集中して実施されることとなります。とくに土地基盤の整備や農業近代化施設の整備などその実施の効果が長期にわたる施策は原則として農振地域だけで行なわれることとなります。また実施の効果が短期的なものや、個々の農業経営を対象とする施策も優先して実施されることになつていきます。

このように大事な整備計画でありますので町では、六月議会において町段階の協議会を設置することになりましたが、今后地区座談会や寄合い等を通じて説明し意見を聞く会をもつたり意向調査等をもつことにならうかと考えておりますので充分御理解をいただき御協力の程をおねがいします。

夜の交換台は

テンテコ舞い

夜の八時以後

の料金割引は

遠路離だけ!

電話のラッシュは夜の八時から十時頃までが最高潮です。

夜八時からは電話料が全地域とも割引になると誤解している人が多いからです。割引になるのは界外の遠い所だけです。割引にならない近距離通話の申し込みが多いため、電話局では応答が遅れたり、すぐ接しなかつたりすることが起ります。夜の交換台は本当にテンテコ舞しても追いつきません。

割引きのない近距離通話は八時以前におかけください

農地流動

就業適正化対策

事業について

農家の皆さん、一年中で努めるため「農地流動就業最も多忙な田植えが終つて適正化対策協議会」を開催ホツトされたこととして、最近の社会経済面から見た農政、農家経営を考えると、各人、各様に色々な問題があるかと思ひます。

(イ)出稼ぎ、離農転職業、他産業就業に関すること

(ロ)農用地の権利移動あつせんに関すること

(ハ)農用地の権利移動あつせんに関すること

(ニ)農業後継者の養成確保に関すること

(ホ)農繁期労働力需給調整に関すること

(ヘ)農業後継者の養成確保に関すること

「農地流動、就業適正化対策事業」は、県の長期ビジョンを指標に、高生産農業の確立と農家経済の向上安定をはかるため、市、町、等について協議し地域農業村農業委員会を中核に関係機関団体の協力によつて地域の農業構造の改善を促進しようとするものであります。したがつて

農業委員会は

(1)農用地の適正化移動のあつせんに関すること

(2)就業近代化に関すること

農地を売りたい人、農地を相互有機的関連をもつて買いたい人、農用地を譲渡したい人、賃借したい人

或いは離農して転職したい人等、色々あるかと思ひますが、このような方は気軽にご相談下さい。

農業委員会で積極的にあつせんにいたします。

以上が農地流動就業適正化対策事業の大体の内容であります。が、農家経済の向上安定をはかるのが主目的でありますので、よろしくお願いいたしますと共に農業委員会を御利用下さい。

香奠返し

次の方々から香奠返しとしてご寄附をいただきました。ありがとうございます。

五月十日付	
大工在官の日当	
大工頭梁	二、三〇〇円
二	二、二〇〇円
佐官頭梁	二、四〇〇円
二	二、三〇〇円
蒲生町土建組合	
組合長 高木矢熊	

蒲生町社会福祉協議会

金額	故人	住所	氏名
五〇〇〇	深川トヨ	高峯	深川武二
五〇〇〇	山之内勇助	宮内上	山之内ナミ
三、〇〇〇	新改清	川東上	新改溜
五〇〇〇	瀬戸山善雄	宮内上	瀬戸山フヂ
五〇〇〇	永島民夫	漆中	永島スエノ
五〇〇〇	若松七郎	辻上	若松フヂ
五〇〇〇	赤塚マツ	霧島上	赤塚健
一〇、〇〇〇	瀬戸山フヂ	宮内上	瀬戸山善隆
五〇〇〇	瀬戸山フヂ	宮内上	瀬戸山善隆
五〇〇〇	関渡武雄	後田中	関渡マツ
一〇、〇〇〇	川原林トメ	小川中	川原林正生
一〇、〇〇〇	新名イセマツ	宮内下	新名昭徳

金額	故人	住所	氏名
一〇、〇〇〇	黒木スガ	町上	福元昭
一〇、〇〇〇	宇宿ナヲ	宮脇	宇宿利夫
二〇、〇〇〇	伊地知フミ	後田中	伊地知幾雄
一五、〇〇〇	国生周二	後田上	国生キヨ
三、〇〇〇	大脇明仁	赤仁田	大脇トキ
三、〇〇〇	川野幸助	宮脇	川野アサノ
三、〇〇〇	藤崎イロ	川東旭	藤崎季年
一〇、〇〇〇	猶木ハル	川東中	猶木林
二、〇〇〇	下堂澄夫	下野	下堂ワイ
三、〇〇〇	湯脇ハル	漆下	湯脇盛男
三、〇〇〇	水口スエ	川東後	水口己征
一五、〇〇〇	山田モヨ	川東中	山田正哉
一〇、〇〇〇	徳重福太郎	白男上	徳重ウメ
五、〇〇〇	桜木スミ	白男上	桜木善蔵
三、〇〇〇	福山トミ	城下	福山泰正
五、〇〇〇	平城アサ	白男上	平城チエ子
五、〇〇〇	福丸清誠	白男上	福丸フヂノ
三、〇〇〇	久保田サエ	漆上	久保田朝則
五、〇〇〇	村田トシ	迫中	村田光
五、〇〇〇	塚田勇	宮内下	塚田トヨ
五、〇〇〇	池田フヂ	東村	池田信雄
一〇、〇〇〇	松下山	真黒	松下山文
一〇、〇〇〇	長谷川誠道	新留後	長谷川トモ子
五、〇〇〇	伊地知季介	宮脇	伊地知正男
一〇、〇〇〇	上野ワリ	中村	上野昌
三、〇〇〇	淵脇正行	新辻	淵脇貞三
一〇、〇〇〇	岩元清治	真黒	岩元フミ子
四、〇〇〇	前畑カンギ	白男上	前畑正雄
五、〇〇〇	柿元ニワ	下人徳下	柿元敬二
三、〇〇〇	福山シヲ	霧島下	福山敬二
五、〇〇〇	川崎シズエ	西	川崎昂